

古河市告示第 2 2 5 号

令和 5 年度古河市運送事業者等事業継続支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 0 日

古河市長 針 谷 力

令和 5 年度古河市運送事業者等事業継続支援給付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による原油（ガソリン及び軽油をいう。以下同じ。）の価格の高騰により事業の運営に支障が生じている市内で運送事業等を営む事業者に対して、当該事業の維持又は継続のための支援として、予算の範囲内において運送事業者等事業継続支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 条 給付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次のいずれかのものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）
- (4) 前 3 号までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(交付対象者)

第 3 条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

- (1) 市内に交付対象事業に係る事業所を有する法人又は本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主であること。
- (2) 令和 5 年 9 月 1 日において交付対象事業に必要な許可又は認定を全て有し、かつ、第 6 条の申請の日において市内で当該交付対象事業を継

続していること。

- (3) 個人事業主又は法人及びその代表者について、市税の滞納がないこと。
- (4) この告示による給付金の交付を受けていないこと。
- (5) 給付金の申請をした日以降も当該申請に係る事業を継続する意思のあること。
- (6) 個人事業主又は法人並びにその代表者及び役員が、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までのいずれにも該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付の対象として適当でないと市長が認めるときは、給付金の交付の対象としない。

（交付対象自動車）

第4条 給付金の交付の対象となる自動車（以下「交付対象自動車」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 交付対象者が市内の交付対象事業に係る事業所において所有し、又は使用（リースを含む。）しているもの
- (2) 交付対象事業の用に供するものとして登録等しているもの
- (3) ナンバープレート（自動車登録番号標（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。）、車両番号標（同法第73条に規定する車両番号標をいう。）及び標識（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項に規定する標識をいう。）をいう。第6条第4号において同じ。）の交付を受け、取り付けているもの（給付金の額等）

第5条 給付金の額は、交付対象自動車のうち、道路交通法第3条で定める大型自動車については1台当たり1万円、それ以外のものについては1台当たり5,000円を所有し、又は使用している台数に応じてそれぞれ算定した額の合計額とし、その限度額は、1交付対象者につき50万円とする。

2 給付金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運送事業者等事業継続支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次

に掲げる書類を添付し、令和5年12月15日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 運送事業者等事業継続支援給付金 交付対象自動車一覧（様式第2号）
- (2) 交付対象事業を営むために必要な許可又は認定を受けていることを証明する書類の写し
- (3) 交付対象自動車の車検証の写し（車検のある交付対象自動車の場合に限る。）
- (4) 直近に支払った市税の領収書の写し又は支払ったことが分かるものの写し
- (5) 振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類
- (6) 法人の登記事項証明書（申請者が個人事業主にあつては、申請者本人の本人確認書類（公的機関が発行したものに限る。））の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付の可否を決定したときは、運送事業者等事業継続支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定をする場合において、給付金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 給付金は、口座振込みにより交付するものとする。
（報告）

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定をした者（以下「交付決定者」という。）に対し、その交付に必要な範囲で、交付対象事業についての報告をさせることができる。
（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部

の返還を求めることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(文書の保管)

第10条 交付決定者は、給付金に係る帳簿その他の証拠書類を整備し、令和6年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月21日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

申請（請求）者

住所

（法人にあつては代表者住所）

氏名 ㊟

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

所在地

（法人のみ、市内事業所の所在地）

運送事業者等事業継続支援給付金交付申請書兼請求書

令和5年度分の運送事業者等事業継続支援給付金（以下「給付金」という。）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請（請求）します。

なお、古河市が私の指定する口座に給付金を振り込んだときは、受領したものと認めます。

1 事業者の区分（どちらかに☑）

<input type="checkbox"/> 法人
<input type="checkbox"/> 個人事業主

2 事業の区分等

区分（該当する事業に☑）	交付対象自動車の台数 （所有及び使用（リース含む。）台数）
<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業（トラック・運送事業）	台
<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）	台
<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）	台
<input type="checkbox"/> その他（ ）	台

3 交付対象自動車の種別等

交付対象自動車の種別	台数	金額
大型自動車（1台あたり1万円）	台	円
その他の自動車（1台あたり5,000円）	台	円
合計	台	円

4 給付金申請（請求）額 _____ 円 ※上限50万円

※本申請に係る担当者氏名及び連絡先（個人事業主の方は電話番号のみ記載）

担当者	氏名	電話番号
-----	----	------

5 誓約事項

私は、給付金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

- 本申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合は、交付決定の取消し、給付金の返還等に応じます。また、これにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 市から報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 給付金の対象となる自動車には、交付対象自動車以外の一般乗合旅客自動車運送事業に係る自動車（乗合バス等）及び自動車運転代行に係る自動車は含まれていません。
- 申請書類及び添付書類の内容の確認のため、市の公簿等で税務情報を閲覧することに同意します。
- 申請書類及び添付書類の内容について、市が他の行政機関、警察等に確認等を行うことに同意します。

6 振込先

振込先口座名（ゆうちょ銀行以外）							
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合			本店 支店 支所			
金融機関コード				支店コード			
口座種別	普通・当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							
振込先口座名（ゆうちょ銀行の場合）							
記号							
番号							
フリガナ							
口座名義人							

様式第2号（第6条関係）

運送事業者等事業継続支援給付金 交付対象自動車一覧

事業者（事業所）名 _____

※使用（リース含む。）自動車も対象となります。

大型自動車登録番号	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

その他の自動車登録番号	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

※台数を超える場合には、適宜別紙等に記載すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



運送事業者等事業継続支援給付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 5 年度分の運送事業者等事業継続
支援給付金について、古河市運送事業者等事業継続支援給付金交付要綱第 7 条第 1
項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

交付する。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
- 3 交付予定日 年 月 日

交付しない。

理由